

参議院内閣委員会會議録第十三号

昭和三十一年三月十三日(火曜日)午前
十時四十六分開会

委員の異動

三月九日委員井上知治君辞任につき、
その補欠として山縣勝見君を議長にお
いて指名した。

三月十日委員山縣勝見君辞任につき、
その補欠として井上知治君を議長にお
いて指名した。

三月十二日委員野本品吉君辞任につ
き、その補欠として大谷實雄君を議長
において指名した。

本日委員大谷實雄君辞任につき、その
補欠として野本品吉君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小柳 牧衛君
理事 長島 銀藏君
野本 品吉君
千葉 信君

委員

木村篤太郎君
吉米地義三君
中山 壽彦君
菊川 孝夫君
田畑 金光君
吉田 法晴君
廣瀬 久忠君

國務大臣

厚生大臣 小林 英三君
國務大臣 船田 中君

政府委員

内閣総理大臣 賀屋 正雄君
官房審議室長 賀屋 正雄君
科学技術行政協 鈴木 康平君
議事事務局局長 鈴木 康平君
行政管理局 宇都宮徳馬君
行政次官 岡部 史郎君
行政部長 岡部 史郎君
管理部長 岡部 史郎君
経済企画 齋藤 憲三君
政務次官 齋藤 憲三君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選
○厚生省設置法等の一部を改正する法
律案(内閣送付、予備審査)

○国防會議の構成等に関する法律案
(内閣送付、予備審査)

○行政機關職員定員法の一部を改正す
る法律案(内閣送付、予備審査)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(小柳牧衛君) ただいまから
開会いたします。

委員の変更について御通知申し上げ
ます。

三月九日、井上知治君が辞任、山縣
勝見君が補欠。三月十日、山縣勝見君
辞任、井上知治君補欠。三月十二日、
野本品吉君辞任、大谷實雄君補欠。三
月十三日、大谷實雄君辞任、野本品吉
君補欠。

野本品吉君の委員辞任に伴いまして理
事が一名欠員となりましたので、その
補欠互選を行いたいと存じます。

この互選の方法は、成規の手続を省
略して、便宜その指名を委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ござ
いせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと
認めます。それでは私より野本品吉を
理事に指名いたします。

○委員長(小柳牧衛君) 厚生省設置法
等の一部を改正する法律案を議題に供
します。

政府から提案理由の説明を聴取いた
します。

○國務大臣(小林英三君) ただいま議
題となりました厚生省設置法等の一部
を改正する法律案につきまして、その
提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生省の付属機関で
あります未帰還調査部を縮小いたしま
して、これを本省の内部部に編入い
たしますとともに、引揚援護局に現在
置かれております次長二人のうち一人
を減じ、この減じた次長一人を本省の
附屬機関であります国立予防衛生研究
所及び国立衛生試験所の所掌事務につ
きまして、所要の調整を行いますこと
をその内容としたしておるものでござ
います。

まず、第一の改正点であります未帰
還調査部について申し上げますと、御

承知のように、引揚援護業務の進捗に
伴いまして、引揚援護局関係の職員は
昭和三十一年度におきましても引き続
き縮減されることとなっておりますが、
反面、現在なお調査究明を要する実
情でありますので、未帰還調査部は、
今後なお相当長期間にわたります複
雑かつ多量の業務を継続して処理しな
ければならぬものと考えられます。

従いまして、次第に縮減される人員を
もって、これらの業務のより能率的、
効果的な処理、運営をいたしますため
には、本省の付属機関から内部部局た
る引揚援護局未帰還調査部に改組いた
しますことが適当でありますので、こ
れを行わんとするものであります。

改正の第二点は、保険局に新たに次
長を設けようとする点であります。

御承知の通り、保険局は、一面におき
まして中央行政機関として、健康保
険、国民健康保険、厚生年金保険その
他各種社会保険の諸制度について企画
し、その総合的整備をはかることをそ
の所掌事務としたしておりますが、他
方政府管掌の健康保険、日雇労働者健
康保険、船員保険及び厚生年金保険の
各事業につきまして、保険者として実
際の業務を処理する任務になつていま
るのであります。しかして、近時医療保
障を中心とする社会保険の充実強化を
要望する声が高くなり、政府におきま
しても、昭和三十五年を目途として全
国民に医療保険を普及させる決意を固
めておりますので、社会保険の整備に

つきましては、この局を中心として格
段の積極的施策を講ずることが要求さ
れているのであります。しかるに他
方、この局におきましてその業務の運
営に當つております健康保険及び船
員保険の事業は、果増する赤字のため
はなはだしい財政難に襲われていま
して、一度運営を誤りますときは、
医療保険の一大支柱をなしております
これらの制度そのものを破綻させる
危険さえもはらんでいるのであります。
かかる条件のもとにおきまして、
内、その管掌する社会保険諸事業の運
営に万全を期しつつ、外、国民皆保険
を目ざして医療保険の一大飛躍をはか
りますためには、さしあたりの対策と
いたしまして、局長を助けつつこの困
難なる業務の一半を分担処理する次長
の設置を不可欠とする次第でありま
す。しかして、これに伴い新たに次長
一人を増員いたしますことが諸般の情
勢上許されませんので、比較的に事務
量の減少して参りました引揚援護局次
長二人のうち一人を減じ、これを保険
局に新たに設けられる次長に充当しよ
うとするものであります。

改正の第三点は、国立予防衛生研究
所と国立衛生試験所についてでありま
すが、これらの付属機関におきまして、
医薬品等の検査、検定に不可欠な標準
品を製造することができぬ根拠規定を
明確にしよとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました
理由であります。何とぞ慎重に御審
議の上、すみやかに御可決あらんこと

と存じます。

以上がこの法律案を提出いたしました
理由であります。何とぞ慎重に御審
議の上、すみやかに御可決あらんこと

と存じます。

と存じます。

と存じます。

と存じます。

と存じます。

と存じます。

と存じます。

と存じます。

をお願いする次第であります。

○委員長(小柳牧衛君) 本日は本案に対する提案理由を聴取することにとどめておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳牧衛君) 次は、国防会議の構成等に関する法律案を議題といたします。

○国務大臣(船田中君) 今回提出いたしました国防会議の構成等に関する法律案につきましても、その提案の理由及び内要の概要を御説明いたします。

御承知の通り、先に第十九回国会において成立をいたしました防衛庁設置法は、その第三章におきまして国防会議の構成を規定しております。

すなわち内閣に国防会議を置くこととし、国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に關連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否等につきましても、内閣総理大臣は、国防会議に諮問すべきものとす、また国防会議は、国防に關する重要事項について、必要に応じ、内閣総理大臣に対し意見を述べることができるといたしております。

しかしして国防会議の構成その他必要な事項は、別に法律で定める旨を規定いたしております。

政府は、以上のような国防会議の任務にかんがみ、これが構成等につきましても慎重に検討して参つたのでありますが、ここに成案得ましたので、今回本法律案を提出いたしました次第であります。

次に、本法律案の主要なる点を申し上げます。国防会議は議長及び議員をもつて組織するものとす、議長は内閣総理大臣をもつて充てるとす、議員は内閣法第九条の規定により指定された国務大臣、外務大臣、大蔵大臣、防衛庁長官及び経済企画庁長官をもつて充てるとす。

議長は必要があるとき、議員以外に内閣府事務局長、統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができることといたしております。以上のほか、議長及び議員の職務上の秘密保持につきましても規定いたしました。なお、国防会議の事務につきましても、総理府に国防会議事務局を置き、これに処理させることといたしております。

以上が本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

す。

○委員長(小柳牧衛君) 本案につきましても、本日は提案の理由を聴取することにとどめておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(小柳牧衛君) 次は、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○国務大臣(宇都宮徳馬君) ただいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回提案いたしました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、昭和三十一年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴う所要の増員を行ないますとともに、業務の縮小に伴う余剰定員の縮減を行なひまして、行政機関全般の定員の適正化をはかることとするものであります。

次に、法律案の内容について申し上げます。第一に、今回の改正により各行政機関職員の定員の合計六十三万六千三百五十二人に対しまして、五千七百八十人の増加を行うとともに、千六百四十人の縮減を行ひ、差引四千六百七十六人の増加いたしました。結局合計六十四万二千二十八人となりました。

増員及び減員の内容につきましては、別に詳しく御説明いたしますが、そのおもなものであるものを申し上げます。増員のおもなものは、北海道的開発庁の篠津地域泥炭地開発事業遂行に伴うもの、科学技術庁の新設に伴うもの、二百九十三人、文部省国立学校の学年進行、学部、学科の増設等に伴うもの、七百八十三人、特許庁の特許審査事務の増加に伴うもの、六十一人、運輸省の航空交通管制業務の引き継ぎに伴うもの、六十六人、南極調査船の運航に伴うもの、七十六人、郵政省の郵便取扱業務量の増加に伴うもの、六十六人、保険料集金事務の増加に伴うもの、二百人、電気通信施設の拡張に伴うもの、千三百七十二人、特定郵便局における勤務時間に関する仲裁裁定の実施に伴うもの、千六百二十二二人等でありまして、おのおの現業業務の増加に伴う必要やむを得ないものであります。

減員のおもなものは、大蔵省の旧軍用財産の転用に伴うもの、六十二人、郵政省の電話業務の一部を日本電信電話公社に移管することに伴うもの、三百六十人、建設省の営繕関係業務量の減少に伴うもの、六十人、科学技術庁設置に伴う関係各省庁からの移しかえによる減員二百九人等でありまして、第二に、暫定定員につきましても、総理府本府、警察庁、行政管理局、法務省、大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省及び建設省におきまして、事務の縮小、定員の移しかえ等に若干の増減を必要とするものがありますので、それらの事情を考慮の上必要な員数の定員を経過的に付則で新定員に付加することとしたいたしました。第三に、この改正法律の施行期日につきましては、原則として四月一日から施行することとしたしております。ただ科学技術庁が、その設置法施行の日から発足いたしますので、それに関する部分その他一部の規定につきましても別途規定いたしました。

以上がこの改正法律案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(小柳牧衛君) 次は、政府委員(岡部史郎君) それでは定員法の改正法律案につきましても、補足説明を申し上げます。

まず、各行政機関がどれだけの増減の定員について増減があつたかにつきましても、御説明申し上げたいと思ひますので、お手元にお配りしてあります。

この法案を一つごらん願ひたいと思ひます。これにつきましても、各行政機関ごとにどれだけの増減があつたかを一通り申し上げます。

それでは簡単に申し上げますと、総理府では本府で九十九人の減をいたします。増減を申し上げますから、その内訳を申し上げます。それから警察庁では二十六人の減に相なります。宮内庁では二十七人を増加いたします。それから行政管理局では二人を減じ、北海道開発庁では百人を増加いたします。自治庁では二十人を増加いたします。それから科学技術庁は、これは新設でございますので、二百九十三人の増と相なります。すなわち科学技術庁の定員は二百九十三人をもつて発足いたします。従ひまして、総理府合計では三百十三人の増加と相なります。

それから法務省では一人の減員に相なります。それから外務省では三十一人の増加、それから大蔵省では四十三人の減、文部省では八百三十八人の増、厚生省では三人の減、それから農林省では十四人の減、通産省では四十人の減、運輸省では八十人の増、それから郵政省では三千五百八十一人の増、労働省では二十人の減、建設省では四十六人の減、合計いたしましたところ四千六百七十六人の増加に相なっております。

その内容につきましても、これから若干補足して御説明申し上げます。その内訳につきましては、お手元にお配りしたてまつる定員法改正資料という横書きの表をござらんいただきまして、その一枚目

増加に伴う必要やむを得ないものであります。減員のおもなものは、大蔵省の旧軍用財産の転用に伴うもの、六十二人、郵政省の電話業務の一部を日本電信電話公社に移管することに伴うもの、三百六十人、建設省の営繕関係業務量の減少に伴うもの、六十人、科学技術庁設置に伴う関係各省庁からの移しかえによる減員二百九人等でありまして、第二に、暫定定員につきましても、総理府本府、警察庁、行政管理局、法務省、大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省及び建設省におきまして、事務の縮小、定員の移しかえ等に若干の増減を必要とするものがありますので、それらの事情を考慮の上必要な員数の定員を経過的に付則で新定員に付加することとしたいたしました。第三に、この改正法律の施行期日につきましては、原則として四月一日から施行することとしたしております。ただ科学技術庁が、その設置法施行の日から発足いたしますので、それに関する部分その他一部の規定につきましても別途規定いたしました。

以上がこの改正法律案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(小柳牧衛君) 次は、政府委員(岡部史郎君) それでは定員法の改正法律案につきましても、補足説明を申し上げます。

まず、各行政機関がどれだけの増減の定員について増減があつたかにつきましても、御説明申し上げたいと思ひますので、お手元にお配りしてあります。

この法案を一つごらん願ひたいと思ひます。これにつきましても、各行政機関ごとにどれだけの増減があつたかを一通り申し上げます。

それでは簡単に申し上げますと、総理府では本府で九十九人の減をいたします。増減を申し上げますから、その内訳を申し上げます。それから警察庁では二十六人の減に相なります。宮内庁では二十七人を増加いたします。それから行政管理局では二人を減じ、北海道開発庁では百人を増加いたします。自治庁では二十人を増加いたします。それから科学技術庁は、これは新設でございますので、二百九十三人の増と相なります。すなわち科学技術庁の定員は二百九十三人をもつて発足いたします。従ひまして、総理府合計では三百十三人の増加と相なります。

それから法務省では一人の減員に相なります。それから外務省では三十一人の増加、それから大蔵省では四十三人の減、文部省では八百三十八人の増、厚生省では三人の減、それから農林省では十四人の減、通産省では四十人の減、運輸省では八十人の増、それから郵政省では三千五百八十一人の増、労働省では二十人の減、建設省では四十六人の減、合計いたしましたところ四千六百七十六人の増加に相なっております。

その内容につきましても、これから若干補足して御説明申し上げます。その内訳につきましては、お手元にお配りしたてまつる定員法改正資料という横書きの表をござらんいただきまして、その一枚目

人の増がございます。これは別途御審議いただいております在外公館の新設等に伴うものでございまして、公使館についてはパラグアイ、ギリシャ、デนมार्ク、領事館はメルボルン等の新設、こういうようなものがおもなものでございます。

でございます。
大蔵省につきましては、特別新たなものはございません。
それから文部省につきましては、これが今度の定員法の増加のおもなものでございまして、八百三十八人の増加に相なっておりますが、その大部分は毎年の国立大学の学年進行、学部学科の増設等に伴うものが大部分と、教科書制度の改革に伴うものがそのおもなものでございます。

次に、農林省につきましては、八人の減になっておりますが、これにつきましては取り立てて申し上げることもございませんので省略させていただきます。

それから通商産業省は百十人の本省では減、特許庁では六十七人の増、中

小企業庁では三人の増、結局四十人の減に相なっておりますが、これらにつきましても、特許関係につきまして人員を増加したということのほか、特許関係につきましては発明及び実用新案の奨励に関する事務を科学技術庁に移した、それに伴う定員十三人を移したということのほかには取り立てて申し上げることはございません。

それから運輸省は合計八十人の増加に相なっておりますが、そのおもなものは例の航空交通管制業務のわが国への引き継ぎに必要な人員の増加、それから候検所新設に必要な増加、それから特に大きいのは宗谷丸、なかんずく南

極探検船として宗谷丸を使うことになりましたので、その宗谷丸の乗組員として七十六人を計上いたしました。それがそのおもなものでございます。

それから郵政省、これは今度の増加の八五%ばかりを占めるはずでございますが、三千五百八十一人の増加に相なっておりますが、これは全く郵政業務量の増加、郵政業務という現業の増加に伴う機械的に必要な職員増加でございます。毎年比しまして特段新しいものはございません。すなわち郵便業務量の増加に伴うものであるとか、特定郵便局の増設に伴うものであるとか、あるいは無線電信関係の増加に伴うものであるとか、あるいは勤務時間に関する仲裁裁定委員会の裁定実施に伴うものとか、これは後に時間がございまして詳しく申し上げますが、それらによつて計算いたしました増加が三千九百四十六人というふうなものでございまして、減少する方いたしました。今まで電電公社から委託を受けておりました電話事業を電電公社の直轄に移す分といたしまして、これは十八局分でございますが、その定員の三百六十人を減ずる、こんなのがおもなものでございまして、差し引き三千五百八十一人の増加に相なりま

す。

労働省につきましては、これは特別申し上げることもございませぬ。建設省につきましては、営繕関係事務量の減少に伴う減員、建築関係の減員があるだけでございまして、特に申し上げることもございませぬ。増減の内容につきましては大体以上の通りでございます。

千葉さんの先ほどの御希望もござい

ましたので、なるべく早い機会にいたします。

○委員長(小柳牧衛君) 本日は、本案につきましては提案理由並びに補足説明を聴取するにとどめておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳牧衛君) 次は、科学技術庁設置法案を議題といたします。本案につきましては、先日の理事の方々との打ち合せによりまして、参考人の出席を求めまして意見を聴取したいというところであります。さよう取り計らうことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、よつて本案に対する審査のため、参考人より意見を聴取することに決定いたしました。

参考人の人選その他の手続につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。ちよつと速記をとめて下さい。

午前十一時十九分速記中止

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始め

三月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

合を除き、第一号又は第二号に規定する運賃及び第四号に規定する急行料金のほか、特別二等車料金を

第十六条第二項中「前項第四号の下に「又は第五号」を加え、同項第一号中「五百キロメートル」を「三百キロメートル」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第六号に規定する特別二等車料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道三百キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

第十七条第一項第一号イ中「十一級」を「七級」に、「一等」を「二等」に改め、同号ロ中「十級以下四級以上」を「六級以下」に、「二等」を「三等」に改め、同号ハを削り、同項第二号中「四級」を「七級」に、「三級」を「六級」に改め、同項に次の一号を加える。

五 内閣総理大臣等及び十四級以上の職務にある者が第一号に規定する船舶による旅行において一等船室を利用する場合に、第一号の規定にかかわらず、一等の運賃

第十七条第二項中「又は第二号」を「第二号又は第五号」に改める。

第三十条第三項中「第八号」を「第九号」に改める。

第三十二条第一号中「七級」を「十三級」に、「六級」を「十二級」に改める。

第三十三条第一号中「十一級」を「十三級」に、「十級」を「十二級」に改める。

第三十四条第一項を次のように改

める。

航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)による。

一 運賃の等級を二以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等及び十三級以上の職務にある者については、最上級の運賃

ロ 十二級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

二 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

三 内閣総理大臣等又は十四級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合に、前二号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払つた運賃

第四十二条中「第二十八条第一項各号の一」を「第二十八条第一項第二号又は第三号」に改める。

第四十六条第二項を次のように改める。

2 各庁の長は、旅行者がこの法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、大蔵大臣に協議して定める旅費を支給することができ

る。

別表第一 内国旅行の旅費のうち

一 車賃、日当、宿泊料及び食卓料の表の部分を次のように改め

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

区 分	内閣総理大臣及び最高裁判所長官 その他の者	車賃（一キロメートルにつき）	日当（一日につき）	宿 泊 料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）
				甲 地 方	乙 地 方	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	九円	五二〇円	二、六九〇円	二、一五〇円	五二〇円
十五級の職務にある者	十五級の職務にある者	八円	四七〇円	二、四四〇円	一、九五〇円	四七〇円
十三級及び十四級の職務にある者	十三級及び十四級の職務にある者	八円	四二〇円	二、二〇〇円	一、七六〇円	四二〇円
十一級及び十二級の職務にある者	十一級及び十二級の職務にある者	七円	三八〇円	一九、五〇〇円	一、五六〇円	三八〇円
九級及び十級の職務にある者	九級及び十級の職務にある者	六円	三三〇円	一、七二〇円	一、三七〇円	三三〇円
八級の職務にある者	八級の職務にある者	五円	二九〇円	一、四七〇円	一、一七〇円	二九〇円
七級以下の職務にある者	七級以下の職務にある者	四円	二六〇円	一、三四〇円	一、〇八〇円	二六〇円
			二三〇円	一、一二〇円	九八〇円	二三〇円

別表第二 外国旅行の旅費のうち二 移転料の表中

鉄道二千キロメートル以上	一、二九、八〇〇円
一、一八、〇〇〇円	九四、四〇〇円
七六、七〇〇円	六七、八五〇円
五九、〇〇〇円	

を

鉄道二千キロメートル以上	一、二九、八〇〇円
一、一八、〇〇〇円	九四、四〇〇円
七六、七〇〇円	六七、八五〇円
五九、〇〇〇円	

に改める。

鉄道五千キロメートル以上一万五千キロメートル未満	一四三、〇〇〇円	一五六、二〇〇円	一六九、四〇〇円
一三〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円	一五四、〇〇〇円	
一〇四、〇〇〇円	一一三、六〇〇円	一二三、二〇〇円	
八四、五〇〇円	九二、三〇〇円	一〇〇、一〇〇円	
七四、七五〇円	八一、六五〇円	八八、五五〇円	
六五、〇〇〇円	七一、〇〇〇円	七七、〇〇〇円	

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。
 - 改正後の国家公務員等の旅費に關する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出發する旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお従前の例による。
- 三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
- 一、宮内庁法の一部を改正する法律案
- 一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
- 一、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案（衆）
- 宮内庁法の一部を改正する法律案
宮内庁法の一部を改正する法律
宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。
- 第一条の三中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。
- 十二 物品を管理すること。
- 第一条の八第二号を次のように改める。
- 二 調理及び供進に關すること。
- 第二条から第十号までを次のように改める。
- 第二条 宮内庁の長は、宮内庁長官とする。
- 2 宮内庁長官（以下「長官」という。）の任免は、天皇が認証する。
- 3 長官は、宮内庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めると
- きは、皇宮警察の事務につき、警察庁長官に対して所要の措置を求めることができる。
- 第三条 宮内庁に、宮内庁次長一人及び宮内庁長官秘書官一人を置く。
- 2 宮内庁次長は、長官を助け、庁務を整理し、各部局の事務を監督する。
- 3 宮内庁長官秘書官は、長官の命を受け、機密の事務をつかさどる。
- 第四条 侍従長に、侍従長及び侍従次長一人を置く。
- 2 侍従長の任免は、天皇が認証する。
- 3 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。
- 4 侍従次長は、命を受け、侍従長を助け、侍従職の事務を整理する。
- 第五条 東宮職に、東宮大夫を置く。
- 2 東宮大夫は、命を受け、東宮職の事務を掌理する。
- 第六条 式部職に、式部官長を置く。
- 2 式部官長は、命を受け、式部職の事務を掌理する。
- 第七条 宮内庁に、附屬機関として京都事務所を置く。
- 2 京都事務所は、京都御所、京都大宮御所、仙洞御所、桂離宮及び修学院離宮並びに皇室用財産のうち長官の定めるものを管理する機関とする。
- 3 京都事務所は、京都市に置く。
- 4 長官は、必要があると認めるときは、宮内庁の所掌事務の一部を

京都事務所に分掌させることができる。
第八条 宮内庁に、附属機関として正倉院事務所を置く。
2 正倉院事務所は、正倉院宝庫及び正倉院宝物を管理する機関とする。
3 正倉院事務所は、奈良市に置く。
第九条 宮内庁に、附属機関として下総御料牧場を置く。

2 下総御料牧場は、宮内庁の管理する牧畜及びその附帯事業を行う機関とする。
3 下総御料牧場は、成田市に置く。
第十条 京都事務所、正倉院事務所及び下総御料牧場の組織の細目は、長官が定める。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に東宮大夫又は式部官長の職にある者は、それぞれ宮内庁法による東宮大夫又は式部官長に任命されたものとする。
3 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第三項第十号中「及び侍従」を「東宮大夫、式部官長及び侍従次長」に改める。
4 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。
第一条第二十九号中「侍従」を「侍従次長、侍従」に改める。
第十条の見出しを「侍従次長等の給与」に改める。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律
行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分		定員	備考
総理府	本府	一、六八五人	
	公正取引委員会 国家公安委員会 警察庁 国家消防本部 土地調整委員会 宮内庁 調達庁 行政管理庁 北海道開発庁 自治庁 防衛庁 経済企画庁 科学技術庁	七、五九六人 一〇五人 一八人 九三二人 三、二七二人 一、五九一人 三、二二二人 二二九人 三六六人 二九三人	うち九八五人は、警察官とする。
計		一九、五五六人	
法務省	本省	四一、九二三人	うち一〇、四七一人は、検察庁の職員とする。
	司法試験管理委員会 公安審査委員会 公安調査庁	一〇人 一、六三七人	
計		四三、五七〇人	
外務省	本省	一、七四二人	
大蔵省	本省	二〇、九七〇人	
	国税庁	五〇、三三四人	

文部省	本省	六三、〇九三人	うち六一、五四六人は、国立学校の職員とする
	文化財保護委員会	四二四人	
計		六三、五一七人	
厚生省	本省	四三、五六七人	
農林省	本省	二二、二八三人	
	食糧庁 林野庁 水産庁	二五、四四〇人 二〇、八四九人 一、三七二人	
計		七〇、九四四人	
通商産業省	本省	一一、一一八人	
	特許庁 中小企業庁	八三二人 一六九人	
計		一三、一一九人	
運輸省	本省	一四、三三二人	
	船員労働委員会 捕獲審査再審査委員会 海上保安庁 海難審判庁	五四人 五人 一〇、七七五人 一八四人	
計		二五、三七〇人	
郵政省	本省	二五九、〇四〇人	
	本省	一九、一五三人	

労働省	
中央労働委員会	八五人
公共企業体等仲裁委員会	一九人
公共企業体等調停委員会	一一人
計	一九、三七一人

建設省	
本省	九、九二八人
首都建設委員会	一人
計	九、九二八人
合	六四一、〇二八人

第三條中「前條第一項に掲げる」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律中、附則第五条のうち行政機関職員定員法の一部を改正する法律附則第四項及び附則第七項に係る改正規正は、公布の日から、その他の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、改正後の行政機関職員定員法（以下「新法」という。）第二条

第一項の規定中科学技術庁に関する部分は、科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第 号）施行の日から適用する。

(暫定定員)

第二条 新法第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

警察庁	昭和三十一年九月三十日	一人
調達庁	昭和三十一年五月十五日	一四四人
法務省本省	昭和三十一年九月三十日	一人
大蔵省本省	昭和三十一年六月三十日	四八人
	昭和三十一年九月三十日	二四人
	昭和三十一年十二月三十一日	二三人
厚生省本省	昭和三十一年五月十五日	九三三人
	昭和三十一年五月十五日	五四〇人
農林省本省	昭和三十一年九月三十日	一人
通商産業省本省	昭和三十一年六月三十日	七五人
	昭和三十一年九月三十日	五五人
運輸省本省	昭和三十一年九月三十日	一人
建設省本省	昭和三十一年五月三十一日	六一人
	昭和三十一年六月三十日	四一人
	昭和三十一年七月三十一日	二二人
	昭和三十一年九月三十日	一人

第三条 新法第二条第一項の規定にかかわらず、科学技術庁設置法施行の日の前日までの間の職員の定員は、総務府の本府においては百七十一人、行政管理局においては二人、食糧庁においては二人、林野庁においては三人、水産庁においては二人、特許庁においては十三人、郵政省の本府においては五人を、新法第二条第一項に規定する定員にそれぞれ加えたものとする。

2 前条の規定にかかわらず、科学技術庁設置法施行の日の前日までの間の職員の定員は、厚生省の本府においては三人、農林省の本府においては六人、通商産業省の本府においては五十五人、運輸省の本府においては五人を、前条に規定する定員にそれぞれ加えたものとする。

第四条 新法第二条第一項の規定にかかわらず、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第 号）施行の日の前日までの間の職員の定員は、労働省の本府においては二十人、新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正)
第五条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律

第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「五月十五日」を「三月三十一日」に改める。

附則第七項を次のように改める。

7 新法第二条第一項の規定にかかわらず、厚生省の本府の職員の定員は、昭和三十一年三月三十一日までの間は、四万四千五百三人とする。

附則第十項中「第四項、第六項及び第七項の規定により置かれる」を削り、同項の表厚生省の項中「四八三人」を「三九三人」に、「四五〇人」を「五四〇人」に改める。

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

第一条に次の一項を加える。
3 第一項に規定する職員で青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県

及び岐阜県の各区域のうち内閣総理大臣が定める地域に在勤する者に対しては、寒冷地手当とあわせて薪炭手当を支給する。

第二条中第四項を第五項とし、同条第三項中「又は石炭手当」を「石炭手当又は薪炭手当」に改め、同条同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 薪炭手当の額は、その支給期間を通じて、世帯主たる職員に対しては四千五百円、その他の職員に対しては千五百円とする。

第三条第一項中「並びに寒冷地手当及び石炭手当の支給額」を「寒冷地手当及び石炭手当の支給額並びに薪炭手当、石炭手当及び薪炭手当の」に改め、同条第二項を削る。

第四条中「石炭手当」の下に「及び薪炭手当」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 内閣総理大臣は、第一条第三項及び前条に規定する定員をするについては、人事院の勧告に基づいてこれをしなければならぬ。

附則
1 この法律は、昭和三十一年三月三十一日以前において政令で定める日から施行する。

2 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「石炭手当」の下に「薪炭手当」を加える。

3 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

4 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

5 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第四号中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に、「第三条第二項」を「第四条」に改める。

6 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

7 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

三月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、熊本市の地域給に関する請願（第七五八号）

一、京都府城陽町の地域給に関する請願（第七五九号）
一、地籍調査事業費全額国庫補助に関する請願（第七九七号）

第七五八号 昭和三十一年二月二十八日受理
熊本市の地域給に関する請願（二通）
請願者 熊本市南千反畑町三

六 森高清次外一名
紹介議員 矢嶋 三義君

熊本市の地域給は、従来から他都市に比べて不均衡であり、昭和二十九年五月の人事院勧告及び昭和二十九年十二月の衆参両院人事委員会での不均衡は正決議も昭和三十年早々の国会解散によつてその実現を見ず現在不均衡のままです置きとなつてゐる実情であるから、本市の地域給をすみやかに是正せられたいとの請願。

第七五九号 昭和三十一年二月二十八日受理
京都府城陽町の地域給に関する請願
請願者 京都府久世郡城陽町

立久津川小学校内 錦
織要市外七名
紹介議員 大野木秀次郎君

京都府城陽町は、京都市を隔たる八キロ、宇治市に連なる京都市近郊の一の衛星地域で交通、文化、産業においても日々隆昌に向いつつあり、地方行政にたずさる者としても公務員の質の向上を図ることは最も重要とするところであるが、地域給の不均衡が大きく影響しているから、人事院勧告並びに衆、参両院の人事委員会の最終案を實施せられたいとの請願。

第七九七号 昭和三十一年三月一日受理
地籍調査事業費全額国庫補助に関する請願
請願者 福岡県甘木市長 齊藤

仙太郎外九名
紹介議員 吉田 法晴君

地籍調査事業の重要性にかんがみ、国土調査法に基く地籍調査事業の実施を拡充し、国土に関する諸施策と土地行政事務の効率化に資し、わが国経済の合理的かつ自主的發展に寄与するためすみやかに予算を伴う具体的計画を樹立し強力な法的措置を講ぜられたいとの請願。

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（千葉信君外九名発議）

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

の範囲内で寒冷地手当とあわせて薪炭手当を支給する。
第二条第二項中「公定小売価格」を「時価」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「又は石炭手当」を「石炭手当又は薪炭手当」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 薪炭手当は、その支給期間を通じて、世帯主たる職員に対しては、まき一たな及び木炭百キログラム、その他の職員に対しては、まき十分の四たな及び木炭四十キログラムをそれぞれ時価によつて換算した額に相当する額をこえて支給してはならない。

第三条第一項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改め、同条第二項を削る。

第四条中「石炭手当」の下に「及び薪炭手当」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 内閣総理大臣は、第一条第三項及び前条に規定する定をするについては、人事院の勧告に基づいてこれをしなければならない。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

3 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「石炭手当」の下に「薪炭手当」を加える。

6 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項第二号中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

部を次のように改正する。
第四号中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に、「第三条第二項」を「第四条」に改める。

4 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

5 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「石炭手当」の下に「薪炭手当」を加える。

6 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項第二号中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

7 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。